

『中国—社会と文化』著作権規定

平成二十八年二月三日 中国社会科学学会理事会

一、投稿された原稿の著作権は投稿者にあります。但し、原載誌の紙型による公表（『中国—社会と文化』の全部または一部の増刷・複製など。電子的に行う場合も含む。以下同じ。）の権利は本会が保持します。著者・訳者名のない学会記事の著作権は本学会に属します。

二、本会による電子化公開の許諾をいただける場合には、当該著作物に関する複製権と公衆送信権の行使を本会に委託していただきます。

三、本会による電子化公開の許諾をいただいた場合でも、当該原稿に盗用、資料の捏造または改ざんがあった場合には、公衆送信を停止することがあります。

四、ご所属先において研究成果の電子化による公開が行われる場合には、本会にご連絡ください。公開時期の設定が可能な場合には、掲載された『中国—社会と文化』発刊後 1 年以上をあけてお願いいたします。その設定が不可能な場合には、あわせてそのことについても本会にご連絡ください。

五、掲載された原稿と同一の、または、若干手を加えた原稿を他の出版物に掲載されるときは、本会にご連絡ください。

六、『中国—社会と文化』の一部または全部の複製は、著作権法上認められる私的な利用または学校教育での利用に限り本会、または、著作権者の許諾を得ることなく行うことができます。但し、後者の場合には、出典を明らかにして行って下さい。これらの範囲を超える複製は、本会及び著作権者の許諾を得る必要があります。引用に際しても、出典を明らかにして下さい。